

委託業務共通仕様書 新旧対照表

現行条文(R6.12)										新条文(R7.4)									
編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	新条文	改訂理由			
<b>第1編 共通編</b>																			
1	1	0	0	0	1	第1章	総則	1	1	0	0	0	1	第1章	総則				
1	1	0	1102			用語の定義	3 6. 「書面」とは、発行年月日を記録し、記名（署名又は押印を含む）したものを有効とする。また記名（署名又は押印を含む）した書面を電子化し、メール等で伝達したのものについても「書面」として認めるものとする。	1	1	0	1102			用語の定義	3 6. 「書面」とは、 <b>打合せ簿等の帳票をいい</b> 、発行年月日を記録し、記名（署名又は押印を含む）したものを有効とする。また記名（署名又は押印を含む）した書面を電子化し、メール等で伝達したのものについても「書面」として認めるものとする。	国土交通省仕様書に準拠			
1	1	0	1131			機密保持及び個人情報保護 (業務責任者及び業務従事者の監督)	(2) 受注者は、業務責任者に、業務 <b>責任者</b> が本仕様書に定める事項を適切に実施するよう監督させなければならない。	1	1	0	1131			機密保持及び個人情報保護 (業務責任者及び業務従事者の監督)	(2) 受注者は、業務責任者に、業務 <b>従事者</b> が本仕様書に定める事項を適切に実施するよう監督させなければならない。	誤植			
						(監査、調査等) (3)	②受注者の作業場所について、セキュリティ対策として <b>乙</b> の従業員以外の立ち入りを禁止している場合							(監査、調査等) (3)	②受注者の作業場所について、セキュリティ対策として <b>受注者</b> の従業員以外の立ち入りを禁止している場合	誤植			
<b>第1編-2 測量業務共通仕様書 共通編</b>																			
1	1	0	0	0	1	第1章	総則	1	1	0	0	0	1	第1章	総則				
1	1	0	1102			用語の定義	3 4. 「書面」とは、発行年月日を記録し、記名（署名又は押印を含む）したものを有効とする。また記名（署名又は押印を含む）した書面を電子化し、メール等で伝達したのものについても「書面」として認めるものとする。	1	1	0	1102			用語の定義	3 4. 「書面」とは、 <b>打合せ簿等の帳票をいい</b> 、発行年月日を記録し、記名（署名又は押印を含む）したものを有効とする。また記名（署名又は押印を含む）した書面を電子化し、メール等で伝達したのものについても「書面」として認めるものとする。	国土交通省仕様書に準拠			
1	1	0	1133			機密保持及び個人情報保護 (業務責任者及び業務従事者の監督)	(2) 受注者は、業務責任者に、業務 <b>責任者</b> が本仕様書に定める事項を適切に実施するよう監督させなければならない。	1	1	0	1133			機密保持及び個人情報保護 (業務責任者及び業務従事者の監督)	(2) 受注者は、業務責任者に、業務 <b>従事者</b> が本仕様書に定める事項を適切に実施するよう監督させなければならない。	誤植			
						(監査、調査等) (3)	②受注者の作業場所について、セキュリティ対策として <b>乙</b> の従業員以外の立ち入りを禁止している場合							(監査、調査等) (3)	②受注者の作業場所について、セキュリティ対策として <b>受注者</b> の従業員以外の立ち入りを禁止している場合	誤植			
<b>第1編-3 地質調査業務等共通仕様書 共通編</b>																			
1						共通編	目次	1						共通編	目次				
1	1	0	1102			用語の定義	3 4. 「書面」とは、発行年月日を記録し、記名（署名又は押印を含む）したものを有効とする。	1	1	0	1102			用語の定義	3 4. 「書面」とは、 <b>打合せ簿等の帳票をいい</b> 、発行年月日を記録し、記名（署名又は押印を含む）したものを有効とする。	国土交通省仕様書に準拠			
1	1	0	1132			機密保持及び個人情報保護 (業務責任者及び業務従事者の監督)	(2) 受注者は、業務責任者に、業務 <b>責任者</b> が本仕様書に定める事項を適切に実施するよう監督させなければならない。	1	1	0	1132			機密保持及び個人情報保護 (業務責任者及び業務従事者の監督)	(2) 受注者は、業務責任者に、業務 <b>従事者</b> が本仕様書に定める事項を適切に実施するよう監督させなければならない。	誤植			
						(監査、調査等) (3)	②受注者の作業場所について、セキュリティ対策として <b>乙</b> の従業員以外の立ち入りを禁止している場合							(監査、調査等) (3)	②受注者の作業場所について、セキュリティ対策として <b>受注者</b> の従業員以外の立ち入りを禁止している場合	誤植			
1	5	1	1502			試験等	1. 試験方法及び器具は、JGS 1531「地盤の指標値を求めるためのプレッシャーメーター試験」、 <b>JGS 3531「地盤の物性を評価するためのプレッシャーメーター試験」</b> 及びJGS 3532「ボアホールジャッキ試験」によるものとする。	1	5	1	1502			試験等	1. 試験方法及び器具は、JGS 1531「地盤の指標値を求めるためのプレッシャーメーター試験」及びJGS 3532「ボアホールジャッキ試験」によるものとする。	国土交通省仕様書に準拠			
1	5	1	1503			成果物	(4) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、 <b>報告書用紙のJGS 1531「地盤の指標値を求めるためのプレッシャーメーター試験」、JGS 3531「地盤の物性を評価するためのプレッシャーメーター試験」</b> 及びJGS 3532「ボアホールジャッキ試験」により整理し <b>提出</b> するものとする。	1	5	1	1503			成果物	(4) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、 <b>報告書用紙のJGS 1531「地盤の指標値を求めるためのプレッシャーメーター試験」</b> 及びJGS 3532「ボアホールジャッキ試験」により整理し <b>提出</b> するものとする。	国土交通省仕様書に準拠			
1	5	2	1505			試験等	(1) 地盤の平板載荷試験は、JGS 1521（ <b>地盤</b> の平板載荷試験方法）によるものとする。	1	5	2	1505			試験等	(1) 地盤の平板載荷試験は、JGS 1521（平板載荷試験方法）によるものとする。	国土交通省仕様書に準拠			
1	5	2	1506			成果物	(2) 地盤の平板載荷試験の結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙のJGS 1521（ <b>地盤</b> の平板載荷試験方法）により整理し <b>提出</b> するものとする。	1	5	2	1506			成果物	(2) 地盤の平板載荷試験の結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙のJGS 1521（平板載荷試験方法）により整理し <b>提出</b> するものとする。	国土交通省仕様書に準拠			
1	5	5	1515			成果物	(2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、 <b>報告書用紙のJGS 1614 (RI計器による土の密度試験方法)</b> により整理し <b>提出</b> するものとする。	1	5	5	1515			成果物	(2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙 <b>1314</b> によるものとする。	国土交通省仕様書に準拠			
1	8	2	1804			業務内容 7.報告書作成	第1802条第7項に準じるものとする。	1	8	2	1804			業務内容 7.報告書作成	第1802条第8項に準じるものとする。	国土交通省仕様書に準拠			



委託業務共通仕様書 新旧対照表

現行条文 (R6.12)						新条文 (R7.4)												
編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	新条文	改訂理由		
健康項目等						六価クロム	JIS K 0102 65.2 (ただし、65.2.6に定める方法により汽水又は海水を測定する場合 JIS K 0170-7により汽水又は海水を測定する場合 JIS K 0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行う。)	健康項目等						六価クロム	JIS K 0102 65.2 (65.2.2及び65.2.7を除く。)ただし、次の1から3までに掲げる場合は、それぞれ1から3による。 1 65.2.1による場合、原則として光路長50mmの吸収セルを用いること。 2 65.2.3、65.2.4又は65.2.5による場合 (65.の備考11のb)による場合に限る。)、試料に、その濃度が基準値相当分 (0.02mg/L) 増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70～120%であることを確認すること。 3 65.2.6により汽水又は海水を測定する場合、2に定めるところによるほか、JIS K 0170-7 7 a)又はb)に定める操作を行うこと。			
							砒素								JIS K 0102 61.2、61.3又は61.4		砒素	JIS K 0102 61.2、61.3又は61.4
							総水銀								環告第59号付表2		総水銀	環告第59号付表2
							アルキル水銀								環告第59号付表3		アルキル水銀	環告第59号付表3
							ポリ塩化ビフェニール(PCB)								環告第59号付表4		ポリ塩化ビフェニール(PCB)	環告第59号付表4
							ジクロロメタン								JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2		ジクロロメタン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2
							四塩化炭素								JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5		四塩化炭素	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
							1,2-ジクロロエタン								JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2		1,2-ジクロロエタン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2
							トリクロロエチレン								JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5		トリクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
							テトラクロロエチレン								JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5		テトラクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
表2-1水質試験方法(2)						表2-1水質試験方法(2)												
健康項目等						試験項目	試験方法	健康項目等						試験項目	試験方法			
							1,1-ジクロロエチレン								JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2		1,1-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2
							シス-1,2-ジクロロエチレン								JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2		シス-1,2-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2
							1,1,1-トリクロロエタン								JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5		1,1,1-トリクロロエタン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
							1,1,2-トリクロロエタン								JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5		1,1,2-トリクロロエタン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
							1,3-ジクロロプロペン								JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.1		1,3-ジクロロプロペン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.1
							チウラム								環告第59号付表5		チウラム	環告第59号付表5
							シマジン								環告第59号付表6の第1又は第2		シマジン	環告第59号付表6の第1又は第2
							チオベンカルブ								環告第59号付表6の第1又は第2		チオベンカルブ	環告第59号付表6の第1又は第2
							ベンゼン								JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2		ベンゼン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2
							セレン								JIS K 0102 67.2、67.3又は67.4		セレン	JIS K 0102 67.2、67.3又は67.4
							硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素								JIS K 0102 43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6(硝酸性) JIS K 0102 43.1(亜硝酸性)		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	JIS K 0102 43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6(硝酸性) JIS K 0102 43.1(亜硝酸性)
							フッ素								JIS K 0102 34.1又は34.1.1(c)及び付表7		フッ素	JIS K 0102 34.1 (34の備考1を除く。)若しくは34.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合は、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸10ml、リン酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000mlとしたものを用い、JIS K 0170-6 図2 注記 アルミニウム溶液のラインを追加する。)又は34.1.1 c) (注(2)第三文及び34の備考1を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合は、これを省略することができる。)及び環告第59号付表7
							ホウ素								JIS K 0102 47.1、47.3又は47.4		ホウ素	JIS K 0102 47.1、47.3又は47.4
							1,4-ジオキサン								環告第59号付表8		1,4-ジオキサン	環告第59号付表8
特殊項目						フェノール類	JIS K 0102 28.1.2	特殊項目					フェノール類	JIS K 0102 28.1 (28の備考2及び備考3並びに28.1.3のただし書以降を除く。)				
							銅							JIS K 0102 52.2	銅	JIS K 0102 52.2		
							鉄(溶解性)							JIS K 0102 57.2、57.3又は57.4	鉄(溶解性)	JIS K 0102 57.2、57.3又は57.4		
							マンガン(溶解性)							JIS K 0102 56.2、56.3、56.4又は56.5	マンガン(溶解性)	JIS K 0102 56.2、56.3、56.4又は56.5		
							クロム							JIS K 0102 65.1.1	クロム	JIS K 0102 65.1.1		
							有機燐化合物							環告第64号付表1又はパラチオン、メチルパラチオン若しくは EPNはJIS K O102 31.1(ガスクロマトグラフ法を除く。)、メチルジメトンは環告第64号付表2	有機燐化合物	環告第64号付表1又はパラチオン、メチルパラチオン若しくは EPNはJIS K O102 31.1(ガスクロマトグラフ法を除く。)、メチルジメトンは環告第64号付表2		

委託業務共通仕様書 新旧対照表

現行条文 (R6.12)							新条文 (R7.4)										
編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	新条文	改訂理由	
						アンモニア性窒素	JIS K 0102 42.2、42.3又は42.5							アンモニア性窒素	JIS K 0102 42.2、42.3、42.5、42.6又は42.7(ただし、42.2、42.6又は42.7により測定する場合において、42.1 c)の蒸留操作を行うときは、42の備考2及び備考3に規定する方法を除く。)により検定されたアンモニウムイオンの濃度に換算係数0.7766を乗じてアンモニア性窒素の量を検出する方法。		
要監視項目						クロロホルム	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.1	要監視項目						クロロホルム	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.1		
						トランス-1、2-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.1							トランス-1、2-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.1		
						1,2-ジクロロプロパン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.1							1,2-ジクロロプロパン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.1		
						p-ジクロロベンゼン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.1							p-ジクロロベンゼン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.1		
						イソキサチオン	環水規第121号付表1の第1又は第2								イソキサチオン	環水規第121号付表1の第1又は第2	
						ダイアジノン	環水規第121号付表1の第1又は第2								ダイアジノン	環水規第121号付表1の第1又は第2	
						フェニトロチオン	環水規第121号付表1の第1又は第2								フェニトロチオン	環水規第121号付表1の第1又は第2	
						イソプロチオラン	環水規第121号付表1の第1又は第2								イソプロチオラン	環水規第121号付表1の第1又は第2	
表2-1水質試験方法(3)							表2-1水質試験方法(3)										
						試験項目	試験方法							試験項目	試験方法		
要監視項目						オキシ銅	環水規第121号付表2	要監視項目						オキシ銅	環水規第121号付表2		
						クロタロニル	環水規第121号付表1の第1又は第2							クロタロニル	環水規第121号付表1の第1又は第2		
						プロピザミド	環水規第121号付表1の第1又は第2							プロピザミド	環水規第121号付表1の第1又は第2		
						EPN	環水規第121号付表1の第1又は第2								EPN	環水規第121号付表1の第1又は第2	
						ジクロルボス	環水規第121号付表1の第1又は第2								ジクロルボス	環水規第121号付表1の第1又は第2	
						フェノブカルブ	環水規第121号付表1の第1又は第2								フェノブカルブ	環水規第121号付表1の第1又は第2	
						イプロベンホス	環水規第121号付表1の第1又は第2								イプロベンホス	環水規第121号付表1の第1又は第2	
						クロルニトロフェン	環水規第121号付表1の第1又は第2								クロルニトロフェン	環水規第121号付表1の第1又は第2	
						トルエン	JIS K O125 5.1、5.2又は5.3.2								トルエン	JIS K O125 5.1、5.2又は5.3.2	
						キシレン	JIS K O125 5.1、5.2又は5.3.2								キシレン	JIS K O125 5.1、5.2又は5.3.2	
						フタル酸ジエチルヘキシル	環水規第121号付表3の第1又は第2								フタル酸ジエチルヘキシル	環水規第121号付表3の第1又は第2	
						ニッケル	JIS K O102 59.3又は環水規第121号付表4若しくは付表5								ニッケル	JIS K O102 59.3又は環水規第121号付表4若しくは付表5	
						モリブデン	JIS K O102 68.2又は環水規第121号付表4若しくは付表5								モリブデン	JIS K O102 68.2又は環水規第121号付表4若しくは付表5	
						アンチモン	平成16年3月31日環水企発第040331003号、環水土第040331005号付表5の第1、第2又は第3								アンチモン	平成16年3月31日環水企発第040331003号、環水土第040331005号付表5の第1、第2又は第3	
						塩化ビニルモノマー	平成16年3月31日環水企発第040331003号、環水土第040331005号付表1								塩化ビニルモノマー	平成16年3月31日環水企発第040331003号、環水土第040331005号付表1	
						エピクロピリン	平成16年3月31日環水企発第040331003号、環水土第040331005号付表2								エピクロピリン	平成16年3月31日環水企発第040331003号、環水土第040331005号付表2	
					全マンガン	JIS K O102 56.2、56.3、56.4又は56.5							全マンガン	JIS K O102 56.2、56.3、56.4又は56.5に定める方法(準備操作はJIS K 0102によるほか、海水など塩類を多く含む試料を分析する場合にあたっては、必要に応じ試料を希釈することとする。)			
					ウラン	環水企発第040331003号、環水土第040331005号付表4の第1、第2							ウラン	平成16年3月31日環水企発第040331003号、環水土第040331005号付表4の第1、第2			
						ベルフルオロオクタンスルホン酸及びベルフルオロオクタン酸;令和2年5月28日環水大発第2005281号、環水大発第2005282号付表1							ベルフルオロオクタンスルホン酸及びベルフルオロオクタン酸	令和2年5月28日環水大発第2005281号、環水大発第2005282号付表1			
注)	「環告第59号」とは、「水質汚濁に係る環境基準について」(環境庁告示第59号昭和46年12月28日 改正:環境省告示第46号 平成31年3月20日)を示す。							注)	「環告第59号」とは、「水質汚濁に係る環境基準について」(環境庁告示第59号昭和46年12月28日 改正:環境省告示第62号 令和3年10月7日)を示す。								
	「厚生省・建設省令第1号」とは、「下水の水質の検定方法等に関する省令」(厚生省・建設省令第1号昭和37年12月17日)を示す。								「厚生省・建設省令第1号」とは、「下水の水質の検定方法等に関する省令」(厚生省・建設省令第1号昭和37年12月17日)を示す。								
	「環告第64号」とは、「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」(環境庁告示第64号昭和49年9月30日 改正:環境省告示第47号 平成31年3月20日)を示す。								「環告第64号」とは、「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」(環境庁告示第64号昭和49年9月30日 改正:環境省告示第47号 平成31年3月20日)を示す。								
	「環水規第121号」とは、「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について」(環水規第121号平成5年4月28日 改正:環水管69号 平成11年3月12日)を示す。								「環水規第121号」とは、「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について」(環水規第121号平成5年4月28日 改正:環水管69号 平成11年3月12日)を示す。								
	「環水企発第040331003号、環水土第040331005号」とは、「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について(通知)」(環水企発第040331003号、環水土第040331005号平成16年3月31日)を示す。								「環水企発第040331003号、環水土第040331005号」とは、「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について(通知)」(環水企発第040331003号、環水土第040331005号平成16年3月31日)を示す。								

委託業務共通仕様書 新旧対照表

現行条文 (R6.12)										新条文 (R7.4)														
編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	現行条文			編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	新条文			改訂理由				
「環水大発第2005281号、環水大土第2005282号」とは、「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の <b>施工</b> 等について(通知)」(環水大発第2005281号、環水大土第2005282号 令和2年5月28日)を示す。										「環水大発第2005281号、環水大土第2005282号」とは、「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の <b>施行</b> 等について(通知)」(環水大発第2005281号、環水大土第2005282号 令和2年5月28日)を示す。														
7	2	2	7214	2		照査	①調査方針と水質調査内容の適切性 ②試験結果と既存資料の整合性 ③成果物の適切性			7	2	2	7214	2		照査	(1)調査方針と水質調査内容の適切性 (2)試験結果と既存資料の整合性 (3)成果物の適切性			国土交通省仕様書に準拠				
7	2	3	7218	3		底質調査				7	2	3	7218	3		底質調査				国土交通省仕様書に準拠				
表2-2底質試験方法(1)										表2-2底質試験方法(1)														
試験項目		溶質試験		含有量試験		試験項目		溶質試験		含有量試験		試験項目		溶質試験		含有量試験		試験項目		溶質試験		含有量試験		
試験項目	試験方法	試験方法	概要	試験方法	概要	試験項目	試験方法	試験方法	概要	試験方法	概要	試験項目	試験方法	試験方法	概要	試験項目	試験方法	試験方法	概要	試験項目	試験方法	試験方法	概要	
アルキル水銀化合物	環告第59号付表3及び環告第64号付表3	環告第59号付表3及び環告第64号付表3	汚泥、水底土砂、廃酸、廃アルカリ	底質調査方法II.5.14.2		アルキル水銀化合物	環告第59号付表3及び環告第64号付表3	環告第59号付表3及び環告第64号付表3	汚泥、水底土砂、廃酸、廃アルカリ	底質調査方法II.5.14.2		アルキル水銀化合物	環告第59号付表3及び環告第64号付表3	環告第59号付表3及び環告第64号付表3	汚泥、水底土砂、廃酸、廃アルカリ	底質調査方法II.5.14.2		アルキル水銀化合物	環告第59号付表3及び環告第64号付表3	環告第59号付表3及び環告第64号付表3	汚泥、水底土砂、廃酸、廃アルカリ	底質調査方法II.5.14.2		
水銀又はその化合物	環告第59号付表2	環告第59号付表2		底質調査方法II.5.14.1		水銀又はその化合物	環告第59号付表2	環告第59号付表2		底質調査方法II.5.14.1		水銀又はその化合物	環告第59号付表2	環告第59号付表2		底質調査方法II.5.14.1		水銀又はその化合物	環告第59号付表2	環告第59号付表2		底質調査方法II.5.14.1		
カドミウム又はその化合物	JIS K O102 55.2、55.3又は55.4	JIS K O102 55.2、55.3又は55.4		底質調査方法II.5.1		カドミウム又はその化合物	JIS K O102 55(準備操作で参照することとしているJIS K 0102 52.2の備考6に定める方法を除く。)	JIS K O102 55(準備操作で参照することとしているJIS K 0102 52.2の備考6に定める方法を除く。)		底質調査方法II.5.1		カドミウム又はその化合物	JIS K O102 55(準備操作で参照することとしているJIS K 0102 52.2の備考6に定める方法を除く。)	JIS K O102 55(準備操作で参照することとしているJIS K 0102 52.2の備考6に定める方法を除く。)		底質調査方法II.5.1		カドミウム又はその化合物	JIS K O102 55(準備操作で参照することとしているJIS K 0102 52.2の備考6に定める方法を除く。)	JIS K O102 55(準備操作で参照することとしているJIS K 0102 52.2の備考6に定める方法を除く。)		底質調査方法II.5.1		
鉛又はその化合物	JIS K O102 54	JIS K O102 54		底質調査方法II.5.2		鉛又はその化合物	JIS K O102 54(準備操作で参照することとしているJIS K 0102 52.2の備考6に定める方法を除く。)	JIS K O102 54(準備操作で参照することとしているJIS K 0102 52.2の備考6に定める方法を除く。)		底質調査方法II.5.2		鉛又はその化合物	JIS K O102 54(準備操作で参照することとしているJIS K 0102 52.2の備考6に定める方法を除く。)	JIS K O102 54(準備操作で参照することとしているJIS K 0102 52.2の備考6に定める方法を除く。)		底質調査方法II.5.2		鉛又はその化合物	JIS K O102 54(準備操作で参照することとしているJIS K 0102 52.2の備考6に定める方法を除く。)	JIS K O102 54(準備操作で参照することとしているJIS K 0102 52.2の備考6に定める方法を除く。)		底質調査方法II.5.2		
有機燐化合物	環告第64号付表1又はJIS K O102 31.1のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあっては環告64号付表2)	環告第64号付表1又はJIS K O102 31.1のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあっては環告64号付表2)				有機燐化合物	環告第64号付表1又はJIS K O102 31.1のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあっては環告64号付表2)	環告第64号付表1又はJIS K O102 31.1のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあっては環告64号付表2)				有機燐化合物	環告第64号付表1又はJIS K O102 31.1のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあっては環告64号付表2)	環告第64号付表1又はJIS K O102 31.1のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあっては環告64号付表2)				有機燐化合物	環告第64号付表1又はJIS K O102 31.1のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあっては環告64号付表2)	環告第64号付表1又はJIS K O102 31.1のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあっては環告64号付表2)				
六価クロム化合物	JIS K O102 65.2	JIS K O102 65.2		底質調査方法II.5.12.3		六価クロム化合物	環告第13号 別表1 又は添加回収試験において回収率が80%以上120%以下であるときに限り65.2(JIS K 0102 65.2.6に定める方法を除く。)	環告第13号 別表1 又は添加回収試験において回収率が80%以上120%以下であるときに限り65.2(JIS K 0102 65.2.6に定める方法を除く。)		底質調査方法II.5.12.3		六価クロム化合物	環告第13号 別表1 又は添加回収試験において回収率が80%以上120%以下であるときに限り65.2(JIS K 0102 65.2.6に定める方法を除く。)	環告第13号 別表1 又は添加回収試験において回収率が80%以上120%以下であるときに限り65.2(JIS K 0102 65.2.6に定める方法を除く。)		底質調査方法II.5.12.3		六価クロム化合物	環告第13号 別表1 又は添加回収試験において回収率が80%以上120%以下であるときに限り65.2(JIS K 0102 65.2.6に定める方法を除く。)	環告第13号 別表1 又は添加回収試験において回収率が80%以上120%以下であるときに限り65.2(JIS K 0102 65.2.6に定める方法を除く。)		底質調査方法II.5.12.3		
ひ素又はその化合物	JIS K O102 61	JIS K O102 61		底質調査方法II.5.9		ひ素又はその化合物	JIS K O102 61(ただし、JIS K 0102 61の操作に定める予備還元の際のよう化カリウム溶液及びアスコルビン酸溶液の添加量については、十分な量を加えるものとする。)	JIS K O102 61(ただし、JIS K 0102 61の操作に定める予備還元の際のよう化カリウム溶液及びアスコルビン酸溶液の添加量については、十分な量を加えるものとする。)		底質調査方法II.5.9		ひ素又はその化合物	JIS K O102 61(ただし、JIS K 0102 61の操作に定める予備還元の際のよう化カリウム溶液及びアスコルビン酸溶液の添加量については、十分な量を加えるものとする。)	JIS K O102 61(ただし、JIS K 0102 61の操作に定める予備還元の際のよう化カリウム溶液及びアスコルビン酸溶液の添加量については、十分な量を加えるものとする。)		底質調査方法II.5.9		ひ素又はその化合物	JIS K O102 61(ただし、JIS K 0102 61の操作に定める予備還元の際のよう化カリウム溶液及びアスコルビン酸溶液の添加量については、十分な量を加えるものとする。)	JIS K O102 61(ただし、JIS K 0102 61の操作に定める予備還元の際のよう化カリウム溶液及びアスコルビン酸溶液の添加量については、十分な量を加えるものとする。)		底質調査方法II.5.9		
表2-2底質試験方法(2)										表2-2底質試験方法(2)														
試験項目		溶質試験		含有量試験		試験項目		溶質試験		含有量試験		試験項目		溶質試験		含有量試験		試験項目		溶質試験		含有量試験		
試験項目	試験方法	試験方法	概要	試験方法	概要	試験項目	試験方法	試験方法	概要	試験方法	概要	試験項目	試験方法	試験方法	概要	試験項目	試験方法	試験方法	概要	試験項目	試験方法	試験方法	概要	
シアン化合物	JIS K O102 38ただし38.1.1は除く	JIS K O102 38ただし38.1.1は除く		底質調査方法II.4.11		シアン化合物	JIS K O102 38ただし38.1.1は除く	JIS K O102 38ただし38.1.1は除く		底質調査方法II.4.11		シアン化合物	JIS K O102 38ただし38.1.1は除く	JIS K O102 38ただし38.1.1は除く		シアン化合物	JIS K O102 38ただし38.1.1は除く	JIS K O102 38ただし38.1.1は除く		シアン化合物	JIS K O102 38ただし38.1.1は除く	JIS K O102 38ただし38.1.1は除く		
PCB	環告第59号付表3又はJIS K O093	環告第59号付表3又はJIS K O093		底質調査方法II.6.4		PCB	環告第59号付表4又はJIS K O093	環告第59号付表4又はJIS K O093		底質調査方法II.6.4		PCB	環告第59号付表4又はJIS K O093	環告第59号付表4又はJIS K O093		PCB	環告第59号付表4又はJIS K O093	環告第59号付表4又はJIS K O093		PCB	環告第59号付表4又はJIS K O093	環告第59号付表4又はJIS K O093		
有機塩素化合物				環告第14号別表1	最終改訂:平成26年5月30日	有機塩素化合物				環告第14号別表1	最終改訂:平成26年5月30日	有機塩素化合物				環告第14号別表1	環告第14号別表1で作成した検液をJIS K 0102 35.3で測定	最終改訂:平成26年5月30日	有機塩素化合物				環告第14号別表1	最終改訂:平成26年5月30日
銅又はその化合物	JIS K O102 52	JIS K O102 52		底質調査方法II.5.3		銅又はその化合物	JIS K O102 52(準備操作で参照することとしているJIS K 0102 52.2の備考6に定める方法を除く。)	JIS K O102 52(準備操作で参照することとしているJIS K 0102 52.2の備考6に定める方法を除く。)		底質調査方法II.5.3		銅又はその化合物	JIS K O102 52(準備操作で参照することとしているJIS K 0102 52.2の備考6に定める方法を除く。)	JIS K O102 52(準備操作で参照することとしているJIS K 0102 52.2の備考6に定める方法を除く。)		銅又はその化合物	JIS K O102 52(準備操作で参照することとしているJIS K 0102 52.2の備考6に定める方法を除く。)	JIS K O102 52(準備操作で参照することとしているJIS K 0102 52.2の備考6に定める方法を除く。)		銅又はその化合物	JIS K O102 52(準備操作で参照することとしているJIS K 0102 52.2の備考6に定める方法を除く。)	JIS K O102 52(準備操作で参照することとしているJIS K 0102 52.2の備考6に定める方法を除く。)		
亜鉛又はその化合物	JIS K O102 53	JIS K O102 53		底質調査方法II.5.4		亜鉛又はその化合物	JIS K O102 53(準備操作で参照することとしているJIS K 0102 52.2の備考6に定める方法を除く。)	JIS K O102 53(準備操作で参照することとしているJIS K 0102 52.2の備考6に定める方法を除く。)		底質調査方法II.5.4		亜鉛又はその化合物	JIS K O102 53(準備操作で参照することとしているJIS K 0102 52.2の備考6に定める方法を除く。)	JIS K O102 53(準備操作で参照することとしているJIS K 0102 52.2の備考6に定める方法を除く。)		亜鉛又はその化合物	JIS K O102 53(準備操作で参照することとしているJIS K 0102 52.2の備考6に定める方法を除く。)	JIS K O102 53(準備操作で参照することとしているJIS K 0102 52.2の備考6に定める方法を除く。)		亜鉛又はその化合物	JIS K O102 53(準備操作で参照することとしているJIS K 0102 52.2の備考6に定める方法を除く。)	JIS K O102 53(準備操作で参照することとしているJIS K 0102 52.2の備考6に定める方法を除く。)		
ふっ化物	JIS K O102 34	JIS K O102 34				ふっ化物	JIS K O102 34(34.4のうちFIA法を用いる場合には、34.1の試験操作のうち蒸留して得た留出液を0.1モル毎リットル塩酸で中和すること。)	JIS K O102 34(34.4のうちFIA法を用いる場合には、34.1の試験操作のうち蒸留して得た留出液を0.1モル毎リットル塩酸で中和すること。)				ふっ化物	JIS K O102 34(34.4のうちFIA法を用いる場合には、34.1の試験操作のうち蒸留して得た留出液を0.1モル毎リットル塩酸で中和すること。)	JIS K O102 34(34.4のうちFIA法を用いる場合には、34.1の試験操作のうち蒸留して得た留出液を0.1モル毎リットル塩酸で中和すること。)		ふっ化物	JIS K O102 34(34.4のうちFIA法を用いる場合には、34.1の試験操作のうち蒸留して得た留出液を0.1モル毎リットル塩酸で中和すること。)	JIS K O102 34(34.4のうちFIA法を用いる場合には、34.1の試験操作のうち蒸留して得た留出液を0.1モル毎リットル塩酸で中和すること。)		ふっ化物	JIS K O102 34(34.4のうちFIA法を用いる場合には、34.1の試験操作のうち蒸留して得た留出液を0.1モル毎リットル塩酸で中和すること。)	JIS K O102 34(34.4のうちFIA法を用いる場合には、34.1の試験操作のうち蒸留して得た留出液を0.1モル毎リットル塩酸で中和すること。)		



委託業務共通仕様書 新旧対照表

現行条文 (R6.12)										新条文 (R7.4)									
編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	新条文	改訂理由			
							底質調査方法 II.4.7										底質調査方法 II.4.7		
							化学的酸素要求量 (CODsed)過マンガン酸カリウムによる酸素消費量										化学的酸素要求量 (CODsed)過マンガン酸カリウムによる酸素消費量		
							硫化物(T-S)										硫化物(T-S)		
							強熱減量(I-L)										強熱減量(I-L)		
							密度(比重)										密度(比重)		
							JIS A 1202										JIS A 1202		
							JIS A 1204										JIS A 1204		
							注) 「環告第59号」とは、「水質汚濁に係る環境基準について」(環境庁告示第59号昭和46年12月28日 改正:環境省告示第46号 平成31年3月20日)を示す。  「環告第64号」とは、「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」(環境庁告示第64号昭和49年9月30日 改正:環境省告示第47号 平成31年3月20日)を示す。  「底質調査方法」とは、「底質調査方法」(環水大発第120725002号 平成24年8月8日)を示す。  「環告第14号」とは、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(環境庁告示第14号昭和48年2月17日 改正:環境省告示第72号 平成26年5月30日)を示す。  「環告第13号」とは、「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(環境庁告示13号昭和48年2月17日 改正:環境省告示第35号 令和2年3月30日)を示す。  「環告第68号」とは、「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について」(環境庁告示68号平成11年12月27日 改正:環境省告示第46号 平成14年7月22日)を示す。												注) 「環告第59号」とは、「水質汚濁に係る環境基準について」(環境庁告示第59号昭和46年12月28日 改正:環境省告示第62号 令和3年10月7日)を示す。  「環告第64号」とは、「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」(環境庁告示第64号昭和49年9月30日 改正:環境省告示第47号 平成31年3月20日)を示す。  「底質調査方法」とは、「底質調査方法」(環水大発第120725002号 平成24年8月8日)を示す。  「環告第14号」とは、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(環境庁告示第14号昭和48年2月17日 改正:環境省告示第56号 令和2年6月4日号外)を示す。  「環告第13号」とは、「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(環境庁告示13号昭和48年2月17日 改正:環境省告示第35号 令和2年3月30日)を示す。  「環告第68号」とは、「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。 )及び土壌汚染に係る環境基準について」(環境庁告示68号平成11年12月27日 改正:環境省告示第89号 令和4年11月25日号外)を示す。
7	2	4	7224			資料収集整理	受注者は、調査の実施に当たり既存資料、観測データ及び参考文献等を集積整理し、分析しなければならない。	7	2	4	7224			資料収集整理	受注者は、調査の実施に当たり、既存資料、観測データ及び参考文献等を集積整理し、分析しなければならない。		国土交通省仕様書に準拠		
7	2	4	7225	2		測定	(2)受注者は、「騒音に係る環境基準(平成11年4月1日施行)」の定める方法により測定しなければならない。	7	2	4	7225	2		測定	(2)受注者は、「騒音に係る環境基準について(平成10年9月30日環境庁告示64号)」の定める方法により測定しなければならない。		国土交通省仕様書に準拠		
7	2	6	7241	3		測定方法		7	2	6	7241	3		測定方法			国土交通省仕様書に準拠		
表2-3悪臭物質成分濃度測定方法										表2-3悪臭物質成分濃度測定方法									
測定項目		測定方法		摘要		測定項目		測定方法		摘要		測定項目		測定方法		摘要			
アンモニア		環告第9号別表第1		敷地境界及び発生源		アンモニア		環告第9号 別表第1		敷地境界及び発生源		アンモニア		環告第9号 別表第1		敷地境界及び発生源			
メチルメルカプタン		環告第9号別表第2		敷地境界及び発生源(発生源は、硫化水素のみ)		メチルメルカプタン		環告第9号 別表第2		敷地境界及び発生源(発生源は、硫化水素のみ)		メチルメルカプタン		環告第9号 別表第2		敷地境界及び発生源(発生源は、硫化水素のみ)			
硫化水素						硫化水素						硫化水素							
硫化メチル						硫化メチル						硫化メチル							
二硫化メチル						二硫化メチル						二硫化メチル							
トリメチルアミン		環告第9号別表第3		敷地境界及び発生源		トリメチルアミン		環告第9号 別表第3		敷地境界及び発生源		トリメチルアミン		環告第9号 別表第3		敷地境界及び発生源			
アセトアルデヒド		環告第9号別表第4		敷地境界及び発生源(発生源は、アセトアルデヒドを除く5物質)		アセトアルデヒド		環告第9号 別表第4		敷地境界及び発生源(発生源は、アセトアルデヒドを除く5物質)		アセトアルデヒド		環告第9号 別表第4		敷地境界及び発生源(発生源は、アセトアルデヒドを除く5物質)			
プロピオンアルデヒド						プロピオンアルデヒド						プロピオンアルデヒド							
ノルマルブチルアルデヒド						ノルマルブチルアルデヒド						ノルマルブチルアルデヒド							
イソブチルアルデヒド						イソブチルアルデヒド						イソブチルアルデヒド							
ノルマルパレルアルデヒド						ノルマルパレルアルデヒド						ノルマルパレルアルデヒド							
イソパレルアルデヒド						イソパレルアルデヒド						イソパレルアルデヒド							
イソブタノール		環告第9号別表第5		敷地境界及び発生源		イソブタノール		環告第9号 別表第5、別表9又は別表10		敷地境界及び発生源		イソブタノール		環告第9号 別表第5、別表9又は別表10		敷地境界及び発生源			
酢酸エチル		環告第9号別表第6		敷地境界及び発生源		酢酸エチル		環告第9号 別表第6、別表9又は別表10		敷地境界及び発生源		酢酸エチル		環告第9号 別表第6、別表9又は別表10		敷地境界及び発生源			
メチルイソブチルケトン						メチルイソブチルケトン						メチルイソブチルケトン							

委託業務共通仕様書 新旧対照表

現行条文 (R6.12)										新条文 (R7.4)									
編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	新条文	改訂理由			
						環告第9号別表第7	敷地境界及び発生源(発生源は、スチレンを除く2物質)									敷地境界及び発生源			
			トルエン																
			スチレン																
			キシレン																
			プロピオン酸			環告第9号別表第8													
			ノルマル酪酸																
			ノルマル吉草酸																
			イソ吉草酸																
			アンモニア			環告第9号別表第1	敷地境界及び発生源									敷地境界及び発生源			
表2-5悪臭物質排出水成分濃度測定方法										表2-5悪臭物質排出水成分濃度測定方法									
測定項目		測定方法		摘要				測定項目		測定方法		摘要							
硫化水素 メチルメルカプタン 硫化メチル 二硫化メチル		環告第9号別表第2の3						硫化水素 メチルメルカプタン 硫化メチル 二硫化メチル		環告第9号別表第2の3									
注) 「環告第9号」とは、「特定悪臭物質の測定の方法」(環境庁告示9号昭和47年5月30日)を示す。  「環告第63号」とは、「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」(環境庁告示63号平成7年9月13日)を示す。										注) ・「環告第9号」とは、「特定悪臭物質の測定の方法」(環境庁告示9号昭和47年5月30日 <b>改正:環境省告示8号 令和2年1月23日</b> )を示す。  ・「環告第63号」とは、「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」(環境庁告示63号平成7年9月13日 <b>改正:環境省告示79号 平成28年8月19日</b> )を示す。									
								7	5	0	0					磁気探査業務			
7	5	1	7502			探査準備	受注者は、探査を実施するに当たり、必要な計画・準備を行わなければならない。	7	5	1	7502			探査準備	受注者は、探査を実施するに当たり、必要な計画・準備を行わなければならない。		国土交通省仕様書に準拠		
								7	7	0	0					水理模型実験業務			
7	7	1	7702			実験準備	受注者は、実験を行うにあたり、事前に実験目的・内容を把握し、実験の手順、計測方法等を検討するものとする。	7	7	1	7702			実験準備	受注者は、実験を行うに当たり、事前に実験目的・内容を把握し、実験の手順、計測方法等を検討するものとする。		国土交通省仕様書に準拠		
<b>測量業務 港湾編</b>																			
2	2	1	2205	2		最低水面及び平均断面	受注者は、最低水面又は平均水面を示す値が存在しないか又は存在してもその値の確認が必要な場合(地盤変動等により基本水準標の標高が不確定と思われる場合等)には、長期間にわたって観測を行っている測量地に近い検潮所(基準検潮所)と測量地検潮所との一定の期間の平均水面と比較して測量地検潮所の平均水面を求め、この面から海上保安庁情報部ホームページ( <a href="http://www.kaiho.mlit.go.jp">http://www.kaiho.mlit.go.jp</a> )の平均水面、最高水面及び最低水面の高さに関する告示に掲げられたZo区分帯によるZoを減じた面を最低水面とするものとする。	2	2	1	2205	2		最低水面及び平均断面	受注者は、最低水面又は平均水面を示す値が存在しないか又は存在してもその値の確認が必要な場合(地盤変動等により基本水準標の標高が不確定と思われる場合等)には、長期間にわたって観測を行っている測量地に近い検潮所(基準検潮所)と測量地検潮所との一定の期間の平均水面と比較して測量地検潮所の平均水面を求め、この面から海上保安庁情報部ホームページ( <a href="https://www.kaiho.mlit.go.jp">https://www.kaiho.mlit.go.jp</a> )の平均水面、最高水面及び最低水面の高さに関する告示に掲げられたZo区分帯によるZoを減じた面を最低水面とするものとする。		国土交通省仕様書に準拠		
2	2	2	2212	4		表2-2音響測深機の性能(水深100m未満)	※スワス音響測深機は、マルチビーム音響測深機及び位相差式(インターフェロメトリ)音響測深機(受信素子が4個以上のものに限る。)で船体に固定して使用するものをいう	2	2	2	2212	4		表2-2音響測深機の性能(水深100m未満)	※スワス音響測深機は、マルチビーム音響測深機及び位相差式(インターフェロメトリ)音響測深機(受信素子 <b>数</b> が4個以上のものに限る。)で船体に固定して使用するものをいう		国土交通省仕様書に準拠		
2	2	2	2212	5		表2-3未測深幅	「航路、泊地及びその付近」とは次の水域をいう。水路測量における測定又は調査の方法に関する告示(平成21年3月31日海上保安庁告示第110号)	2	2	2	2212	5		表2-3未測深幅	「航路、泊地及びその付近」とは次の水域をいう。水路測量における測定又は調査の方法に関する告示(平成21年3月31日海上保安庁告示第110号 <b>一部改正</b> )		国土交通省仕様書に準拠		

委託業務共通仕様書 新旧対照表

現行条文 (R6.12)										新条文 (R7.4)																													
編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	新条文	改訂理由																							
2	2	4	2224			地形測量	TS等を用いる方法による細部測量については、国土交通省公共測量作業規程による。なお、国土交通省公共測量作業規程は、作業規程の準則(平成28年3月31日国土交通省告示第565号)を準用する。	2	2	4	2224			地形測量	TS等を用いる方法による細部測量については、国土交通省公共測量作業規程による。なお、国土交通省公共測量作業規程は、作業規程の準則(令和2年3月31日国土交通省告示第461号)を準用する。	国土交通省仕様書に準拠																							
<b>地質調査 港湾編</b>																																							
2	2	1	2201	1		準備	1. 受注者は、陸上部における調査で地下埋設物(電話線、送電線、ガス管、上下水道管、光ケーブルその他)が予想される場合は、調査職員に報告し関係機関と協議の上、現場立会い等を行い位置・規模・構造等を事前に確認するものとする。	2	2	1	2201	1		準備	1. 受注者は、陸上部における調査で地下埋設物(電話線、送電線、ガス管、上下水道管、光ケーブルその他)が予想される場合は、調査職員に報告し関係機関と協議のうえ、現場立会い等を行い位置・規模・構造等を事前に確認するものとする。	国土交通省仕様書に準拠																							
2	2	1	2206	2	2	4.孔内水平載荷試験	受注者は、「JGS1421孔内水平載荷試験方法(地盤のプレッシャーメータ試験)」により載荷試験を行わなければならない。	2	2	1	2206	2	2	4.孔内載荷試験	受注者は、「JGS1531-2012地盤の指標値を求めるためのプレッシャーメータ試験」、「JGS3531-2012地盤の物性を評価するためのプレッシャーメータ試験」及び「JGS3532-2012ボアホールジャッキ試験」により載荷試験を行わなければならない。	国土交通省仕様書に準拠																							
2	2	1	2208			乱れの少ない試料採取		2	2	1	2208			乱れの少ない試料採取		国土交通省仕様書に準拠																							
2	2	1	2208	1	(11)			2	2	1	2208	1	(11)																										
<p style="text-align: center;">表2-4 試料番号記入例</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">頭 部</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">件名 (イ)</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">K 1 2 - 5 (ロ) (ハ)</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">12. 75m~13. 55m (ニ)</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">1=80/80 (ホ)</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">刃 先</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center; color: blue;">H 5 - 1 - 2 7 (ホ)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>								頭 部	件名 (イ)	K 1 2 - 5 (ロ) (ハ)	12. 75m~13. 55m (ニ)	1=80/80 (ホ)	刃 先			H 5 - 1 - 2 7 (ホ)				<p style="text-align: center;">表2-4 試料番号記入例</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">頭 部</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">件名 ①</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">K 1 2 - 5 ② ③</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">12. 75m~13. 55m ④</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">1=80/80 ⑥</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">刃 先</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center; color: red;">R 4 - 1 - 2 7 ⑤</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>								頭 部	件名 ①	K 1 2 - 5 ② ③	12. 75m~13. 55m ④	1=80/80 ⑥	刃 先			R 4 - 1 - 2 7 ⑤			
頭 部	件名 (イ)	K 1 2 - 5 (ロ) (ハ)	12. 75m~13. 55m (ニ)	1=80/80 (ホ)	刃 先																																		
		H 5 - 1 - 2 7 (ホ)																																					
頭 部	件名 ①	K 1 2 - 5 ② ③	12. 75m~13. 55m ④	1=80/80 ⑥	刃 先																																		
		R 4 - 1 - 2 7 ⑤																																					